

# 工事請負契約締結の手続きについて（神戸市行財政局契約監理課）

契約を締結する工事は下記のとおりです。この案内を受領されましたら工事担当課に速やかにご連絡ください。

契約番号		工事名	
工事担当課		連絡先	(担当： )

- 1. 提出書類：**下記(a)～(g)の書類は、令和 年 月 日 ( ) までに契約監理課にご提出ください。
- ・様式は下記兵庫県電子入札共同運営システムの神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」にあります。  
<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1667285552290/index.html>
  - ・原則、提出方法が「電子」の書類は電子メール、「紙」の書類は郵送（持参可）によりそれぞれご提出ください。
  - ・提出先が「契約監理課」の書類は下記までご提出ください。  
郵送の場合：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市行財政局契約監理課工事契約担当  
電子メールの場合（送信時は件名に契約番号、工事名を記入すること）：[keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp](mailto:keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp)
  - ・余裕期間を設定する工事は、(b)～(e)の書類は工期の始期前日までの提出で構いません。
  - ・共同企業体による施工の場合は、(b)～(e)の書類は構成員ごとにご提出ください。
  - ・上記期限までに契約手続きが確認できない場合は辞退とみなし、契約を行わないほか指名停止の対象となります。
- (提出書類一覧)

	書類名	提出方法	注意事項・提出期限	提出先
(a)	工事請負契約書	電子	契約書は電子契約サービス（クラウドサイン）により電子メールで送付しますので、案内に従い同意してください。同意により提出となります。署名済みの契約書は、本市承認の完了後、電子メールで送信されます。契約締結日は本市が全ての提出書類を受理し、本市の承認が完了した日とします。工期始期日は契約締結日の翌日とします（余裕期間を設定する工事を除く）。日付は本市で記入します。	契約監理課
		紙	契約書はこの案内に同封しています。2部ともに押印、1部に収入印紙を貼付・割印し、日付は空欄のまま、同封の返信用封筒にてご提出ください（持参可）。市長印を押印した契約書は手続き完了後に郵送します。契約締結日は本市が全ての提出書類を受理した日とします。工期始期日は電子契約の場合と同じです。日付は本市で記入します。	
(b)	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書	電子 (紙提出可)	貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任してください。技術者は入札の申込日から3か月以上の雇用期間が必要です。現場代理人は雇用期間を問いません。 なお、低入札価格調査による補助技術者、監理技術者補佐を配置する場合は、当該技術者についてもご提出ください。	契約監理課
(c)	主任技術者・監理技術者（補佐）経歴書			
(d)	監理技術者資格者証（両面）		監理技術者を配置する場合は写しをご提出ください。	
(e)	現場代理人・技術者との雇用関係を示す書類		住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の写しをご提出ください（(d)で雇用確認できる場合は提出不要）。	
(f)	工期通知書		余裕期間を設定する工事のうち、任意着手方式又はフレックス方式による工事の場合のみご提出ください（該当しない場合は提出不要）。	
(g)	契約保証金の納付・保証が確認できる書類	裏面「2. 契約保証金の納付・保証」をご確認ください。なお、請負金額（税込）1,000万円未満又は工期30日以内の工事は提出不要です（納付・保証を免除します）。		
(h)	建設業退職金共済制度「掛金収納書」	紙（証紙貼付方式）	契約締結後1ヶ月以内に購入証紙を「掛金収納書」貼付用紙に貼り付けてご提出ください。	契約監理課
		電子（電子申請方式）	契約締結後40日以内に「掛金収納書（電子申請方式）」をご提出ください。	
			※追加購入分（請負金額増額変更の場合）については工事完成日までにご提出ください。 ※工事完成時に建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表を作成してください（独立行政法人勤労者退職金共済機構が定めている様式例を参考）。提示方法等については、本市の指示に従ってください。 ※証紙購入を辞退する場合は「掛金収納書」貼付用紙に辞退理由を記入し、電子メールでご提出ください。	
(i)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第13条に基づく書面	紙	契約締結後速やかに提出先にご提出ください。提出方法等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第13条に関する書面について、をご確認ください。	工事担当課
(j)	工事着手届・工事工程表	右欄参照	提出先の指示に従いご提出ください（提出方法は紙、データいずれでも構いませんが、紙の場合は工事担当課に計3部ご提出ください）。各様式は兵庫県電子入札共同運営システムに掲載のほか、兵庫県建設業協会（078-997-2300）でも販売しています。	又は 担当事務所
(k)	工事内訳明細書			
(l)	工事完成届			

## 2. 契約保証金の納付・保証

### (1) 納付・保証金額

請負金額（税込）の 3/100 以上 の金額を納付・保証してください。

※低入札価格調査を受けた工事、特定調達契約による工事は、請負金額（税込）の 10/100 以上 となります。

※請負金額（税込）1,000 万円未満又は工期 30 日以内の工事は納付・保証を免除します。

### (2) 納付・保証方法

原則、下記 (m) ~ (p) のいずれかの方法で納付・保証してください。

※その他方法で納付・保証を希望する場合は、契約監理課まで事前にご連絡ください。

#### (納付・保証方法一覧)

	納付・保証方法	提出方法・注意事項	契約後の取り扱い（変更契約他）
(m)	現金又は小切手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付書を発行しますので、契約監理課まで事前にご連絡ください。金融機関にて納付後、領収印が押印された納付書の写しを、契約監理課まで電子メール（郵送、持参可）でご提出ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更により、請負金額が2割超かつ1,000万円以上の増額となる場合は、原則追加納付を求めます。</li> <li>・詳細は「本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について（お知らせ）」をご確認ください。</li> <li>・工事が完成しましたら、契約保証金の返還請求書を、完成払金の請求とあわせて契約監理課まで電子メール（郵送、持参可）でご提出ください。</li> </ul>
(n)	契約保証 （前払金保証事業会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証期間の始期日はこの案内を受領した日から提出期限までの日、終期日は工期末日としてください。</li> <li>・証書が電子発行された場合は、保証事業会社から発行された、電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせを契約監理課まで電子メールでご提出ください。</li> <li>・証書が紙発行された場合は、証書正本を契約監理課まで、郵送（持参可）によりご提出ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更により、請負金額が2割超かつ1,000万円以上の増額となる場合は、原則追加保証を求めます。</li> <li>・工期延長の場合の保証手続きは<b>不要</b>です。</li> <li>・詳細は「本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について（お知らせ）」をご確認ください。</li> </ul>
(o)	履行保証保険 （保険会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間の始期日はこの案内を受領した日から提出期限までの日、終期日は工期末日としてください。</li> <li>・定額てん補特約を付帯してください。保険責任の始期及び終期に関する特約は付帯しないでください。</li> <li>・証券が電子発行された場合は、保険会社（代理店）から指定された方法により、契約監理課まで電子メールでご提出ください。</li> <li>・証券が紙発行された場合は、証券原本を契約監理課まで、郵送（持参可）によりご提出ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更により、請負金額が2割超かつ1,000万円以上の増額となる場合は原則追加保証を求めます。</li> <li>・工期延長の場合の保証手続きは<b>必要</b>です。</li> <li>・詳細は「本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について（お知らせ）」をご確認ください。</li> </ul>
(p)	公共工事履行保証 （履行ボンド）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証期間の始期日はこの案内を受領した日から提出期限までの日、終期日は工期末日としてください。</li> <li>・保険会社と契約し、証書が電子発行された場合は、保険会社（代理店）から指定された方法により、契約監理課まで電子メールでご提出ください。</li> <li>・証書が紙発行された場合は、証券原本を契約監理課まで、郵送（持参可）によりご提出ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更により、請負金額が2割超かつ1,000万円以上の増額となる場合は原則追加保証を求めます。</li> <li>・工期延長の場合の保証手続きは<b>必要</b>です。</li> <li>・詳細は「本市工事請負契約にかかる契約保証金の取り扱い改正について（お知らせ）」をご確認ください。</li> </ul>

## 3. 請求、その他手続きについて

### (1) 前払金・中間前払金、部分払金、完成払金の請求方法

兵庫県電子入札共同運営システムの神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」にあります「神戸市工事請負契約 請求について（前払金・中間前払金、部分払金、完成払金）」をご確認ください。

### (2) 現場代理人、配置技術者の変更方法

兵庫県電子入札共同運営システムの神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」にあります「監理技術者等の途中交代について」をご確認ください。現場代理人も同様の取り扱いとします。書類は電子メール（郵送、持参可）により契約監理課までご提出ください。

（この案内に関するお問い合わせ先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館2階）

神戸市行財政局契約監理課工事契約担当

電話番号：078-322-5147、電子メールアドレス：[keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp](mailto:keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp)

※各書類の様式・記載例の掲載先：

・兵庫県電子入札共同運営システムの神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1667285552290/index.html>